

14 永富独嘯庵（『漫遊雜記』一七六三年）

にみる「狂」の用語について

小曾戸 明 子

『漫遊雜記』は、黒田亮の『続勘の研究』（昭和十三年）や、富士川游の『譯解漫遊雜記』（昭和十五年）の著書などで高く評価、紹介されており、我が国においてはすぐれた医道の書である。これによって日本の江戸時代中期の医学は、当時の世界でも相当に高い水準にあったことが知られる。

平成五年約二百三十年振りに「処士独嘯庵墓」が再建され、記念法要が藏鷲庵本堂で行われた。その時「初版本をさがし出してきちんとした書誌学の研究が必要」と発言された宗田一先生のことばが残った。その後思いがけず初版本を入取できた私は、臨床家として関心のある「神経症の歴史」へのかかわりから、『漫遊雜記』の中の「気疾」の概念に注目し、すでに報告した。

富士川游は、その著『譯解漫遊雜記』の解題の中で、

「明和元年の初版と文化六年の再版とを比較点検するに、辞句の修正せられたるものが処々にこれあり、記事の順序が変更せられたるところもある。其外には別に著しい相違はない。」と記している。

今回「狂」という文字に注目してみたが、使用は十一段落二十ヶ所で、再刻本で一ヶ所減じているのみで内容にほとんど変化はなかった。しかしその順序の変更はダイナミックであり、「気疾」の用語にみる順序の変化と同じような傾向がみられた。つまり初版本では、症例、総論、症例の順であるのに比べて、再刻本では、総論が症例の前になっている。

「狂」の文字のある二十ヶ所（①～⑳）について検討してみると、①～⑥は初版本四～五丁、二十七行五四〇字にわたる最初の症例の中に記されている。症例は「疫兼気」の病態で、「須三先吐」と独嘯庵は言うが入れられず、「発狂」の状態を来たしたが、なおもこれは疫ではなく狂だと主張する他の医生に対して、「余曰、疫已解、狂自狂而已、雖狂依疫発、易為也、勿驚、待数日之後、

腹氣復、津液調、治之可也」と言い放ち去る。その後やはり誤治が生じ再び独嘯庵が呼ばれて一命を助ける。郷里赤間関での症例であり、最終段落の自伝的記事の中で⑳「性狂猶不下為郷曲容」と自らのことについて記した独嘯庵にとつて、冒頭に置くに値する大きな意味を持つ症例であることがわかる。

つづいて⑦狂走⑧狂妄⑨狂躁の語は患者についてはなく、家族などの周囲の者の行動や状態の形容として用いられている。さらに⑩狂犬毒⑪狂夫⑫狂吼など。狂吼は壊症で不治とした病態の記載の中にある。

⑬⑭⑮は望まれない妊娠の症例の中で、「氣鬱結而上衝」「虚悸煩躁」「手足痺属氣」「眠則如驚癇」などの病状に対して、「余呼家人曰、是応発狂、而斯女伶俐、氣易困、狂則忘情、忘則生、不則忘則死、狂数日、食進胃調、而後療狂、不亦可乎、唯連延経二百日耳」と記され、家名を重んじ命だけは助けたいと願う家族へのみごとな説得が効を奏し治ゆさせている。

⑯は『傷寒論』の引用「太陽病不解熱結膀胱其人如狂」ではじまる総論的内容で、再刻本では⑧⑩⑮の順と

なつて症例の前の方に移動している。⑰は「疫」を病み、「狂吼」する者に「余曰、是受病之初、発汗不徹、邪氣婉鬱入裏、欲為結胸可下」として治ゆさせている。『漫遊雜記』の中に記された狂の文字は八種二十回であるが、その半数は、病態としての「狂」で、一つの総論と二つの症例に限定されて用いられ、「疫」や「属氣」などと並ぶ用語として、『傷寒論』のワク組の中でかなり厳密に用いられていると考えられた。

(都立府中病院)